

注意事項

- ・ 2024年6月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅の入居	市営住宅にパートナー（ファミリー含む）と入居申請ができます。	○			建築住宅課 0533-66-1132
住民票の続柄の選択	パートナーは、住民票の世帯主との続柄を「縁故者」とすることができます。	○			市民課 0533-66-1110
市民病院での外来・入院における同意	市民病院での外来・入院における同意		○		市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200
市民病院での診療記録等の開示	遺族または患者の判断能力に疑義が生じた場合におけるカルテ開示申請ができます。	○			市民病院事務局医事課 (代)0533-66-2200